

徳島県告示第三百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和三年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 令和三年七月二十五日（日曜日）午前十時から
- 第二回 令和三年八月二十九日（日曜日）午前十時から
- 第三回 令和三年十月二十四日（日曜日）午前十時から
- 第四回 令和四年一月二十三日（日曜日）午前十時から
- 第五回 令和四年一月三十日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

対 象 者		場 所	
徳島県東部農林水産局の所管 区域内に住所を有する者	第一回	徳島市新蔵町一丁目六七	徳島県徳島合同庁舎
	第二回	同	
	第三回	同	
	第四回	同	
	第五回	同	
徳島県南部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回	阿南市領家町野神三一九	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回	同	
	第三回	同	
	第四回	同	
	第五回	同	
徳島県西部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回	美馬市穴吹町穴吹安成七三	穴吹農村環境改善センター
	第二回	同	
	第三回	同	
	第四回	同	
	第五回	同	

三 狩猟免許申請書の提出期間

- 第一回 令和三年六月十四日（月曜日）から同年七月九日（金曜日）まで
- 第二回 令和三年七月十二日（月曜日）から同年八月六日（金曜日）まで
- 第三回 令和三年九月六日（月曜日）から同年十月一日（金曜日）まで
- 第四回及び第五回 令和三年十二月六日（月曜日）から令和四年一月七日（金曜日）まで

まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局

徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部